(その1)



令和 *3* 年 分 (令和 年 月 日開催分)

(ふりがな) えいいちろうこうえんかい	政治団体の区分
1政治団体の名称かみ英一朗後援会	□ 政 党 □ 政治資金規正法第18条の2第
10000000000000000000000000000000000000	□ 政 党 の 支 部 1項の規定による政治団体
	□政治資金団体 ☑その他の政治団体
2 主たる事務所 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	□ その他の政治団体の支部
の 所 住 地 <u>四分入り</u>	运载反射の反 人
	活動区域の区分
3代表者の氏名 形 目 在一部	□ 2以上の都道府県の区域等 □ 同一の都道府県の区域内
3代表者の氏名勝見英一朗	
	資金管理団体の指定の有無国会議員関係政治団体の区分
。会計責任者 who a the but	□ 有 □ 政治資金規正法第19条の7第1項第
4台計畫任者勝見英一朗	□ ☑ 無 □ □ □ 1 号に係る国会議員関係政治団体
	│ 八 取 の ほ 舞 │ □ 政治資金規正法第19条の 7 第 1 項第
	□ 公職の種類 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
事務担当者の氏名	区 分 □現職 □候補者等 公職の候補者
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	資金管理団体
勝見博子	D は
	者の氏名 公職の種類
(電話) 0238-88-3860	
	資金管理団体の指定の期間 国会議員関係政治団体に関する 特別の適用期間
	特別の適用期间
(電話)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日から
•	│ 令和 年 月 日まで │ 令和 年 月 日まで

収支の状況

1 収支の総括表

	円 I
収 入 総 額	0
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	0
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人(の負担する党費又は会費		
金	額		O ^M
員	数		0

(2) 寄附					•	7		
ア 寄附(イを除く。)の区分			金	額			備	考
(ア)個人からの寄附						O M		
(うち特定寄附)	()		
(イ)法人その他の団体からの寄附						0		
(ウ)政治団体からの寄附						0		
小計 (ア)+(イ)+(ウ)		-						
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	()		٠
イ 政党匿名寄附						Ô	,	
合計(ア+イ)						<i>D</i>		

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資	産	等	の有	ī 無					
				資 産 等	の項目別区分		有	無	備考
ア	土	• ;				地		A	
1	建					物		√D	
ウ	建	物の	所 有	を 目 的 と	する地上権又は	土 地 の 賃 借 権		V	
Н	取	得 <i>0</i> .) 価	格 が 1	0 0 万 円 を 超	引える 動産		Ø	
オ	預	金(普遍	通預金	及び当座預金	を除く。)又は貯金(普	通貯金を除く。)		. ∡	•
カ	金	•		銭	信	託		√ □	
#	有			価	証	券	· 🔲	Ø	
ク	出		資	C	よる	権利		₽	
ケ	貸	付 先	ごと	の残高が	1 0 0 万 円 を 超	える貸付金			
П	支	払わ	れ カ	た 金 額 が	1 0 0 万 円 を	超える敷金		Ø	
サ	取	得の価	格が	1 0 0 万円	を超える施設の利力	用に関する権利		Ā	
シ	借	入先	ごと	の残高が	1 0 0 万 円 を 超	引える借入金			

宣誓 書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4年3 月23日

政治団体の名称

かつみ英一朗後援会

会計責任者の氏名

勝見英一朗

※代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。